

市役所でパスポート申請・受領ができます

平成22年10月からパスポート申請窓口が県から各市町に変わりました。県旅券センターでは申請できません。

(J・R宇都宮駅構内および那須庁舎内の旅券窓口は現在ありません。)

●**受付窓口**：市民課。パスポート窓口(仮庁舎A棟1階)

※支所・出張所は申請書の配布のみ

●**受付時間**：月～金曜(土日祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

●**申請できる方**
▼本市に住民登録のある方
▼学生や単身赴任などで本市に居住し、住民登録が栃木県以外の方(居所申請)

●**交付・受領**
▼交付予定日はおおむね申請1週間後(土日祝日を除く)。
▼旅券の受領はご本人のみ。
▼代理受領はできません。

▼窓口延長日(水曜)は交付のみ午後7時まで行います。
(予約が必要です。)

※必要書類などは、市ホームページをご覧ください。左記へお問い合わせください。

問 申市民課 A1階
TEL (23) 8752

大田原市出前講座

市の政策や事業について、市職員が出向き、説明や意見交換などを行います。

●**対象**：自治会や公民館など、おおむね10名以上が参加する団体やグループなど。

※目的が営利・宗教活動、苦情や陳情のためなど出前講座の趣旨に反すると市が判断した場合は講座を開催できません。

●**主催者**：申込者

●**費用**：無料
※会場の使用料などは主催者負担。

●**日時**：平日午前10時～午後9時の間で1時間30分以内

※講座の担当課と調整の上であれば、土日祝日の開催も可能です。

●**場所**：主催者が用意

●**申込方法**：出前講座テーマから希望テーマを選び、事前に電話などで担当課へ講座内容や日時などを確認の上、申込書に記入し、開催希望日の2週間前までに講座の担当課へ申し込み。

※テーマ一覧は市ホームページをご覧ください。

問 総務課 A1階
TEL (23) 1111

危険物取扱者保安講習会

区分・対象

①給油取扱所講習：給油取扱所の取扱い作業に従事している方

②一般(その他)講習：給油取扱所以外の危険物施設で取扱い作業に従事している方

※危険物取扱者免状を所有し現に危険物取扱い作業に従事している場合、保安講習を受講する法律上の義務があります。

●**日時**：8月9日(火)
①午前9時30分～午後0時30分
②午後1時30分～4時30分

●**場所**：金田北地区公民館

●**費用**：4700円
(栃木県収入証紙)

●**定員**：各100名

●**申込方法**：7月26日(火)～8月2日(火)に消防本部予防課・各消防署・各分署で配布の申請書を記入し直接申し込み。申請書は左記ホームページからもダウンロードできます。

●**受付場所**
那須地区消防本部予防課
問 申那須地区消防本部予防課
TEL (28) 5103

問 (社)栃木県危険物保安協会
TEL 028(622)0438
<http://www.13tochiki.or.jp/>

平成28年 社会生活基本調査を実施します

栃木県では、10月に社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが1日のうちのどれだけの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているか、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、

少年高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

問 県統計課人口労働統計担当
TEL 028(623)2246

黒羽向町地区の一部の地籍調査を行います

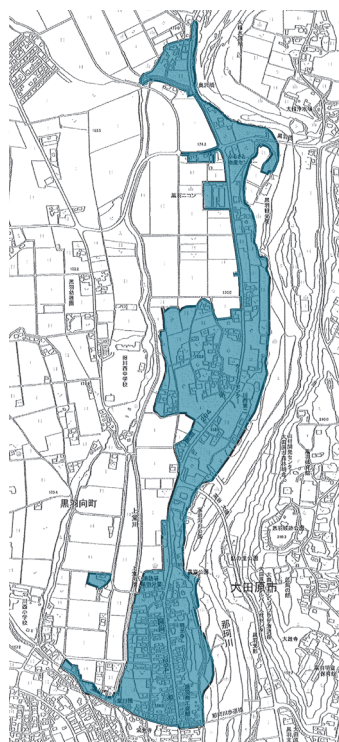
今年度は、黒羽向町の一部を対象として、地籍調査事業の一筆地(現地)調査を行います。

地籍調査は、皆さまの大切な財産である土地の位置、形状、面積、境界、所有者などを調査し、正確な地籍(土地の戸籍)を作り直すために必要な調査で、土地所有者などの立会いが不可欠です。説明

会や境界立会いを行う際には、関係者皆さまの出席をお願いいたします。

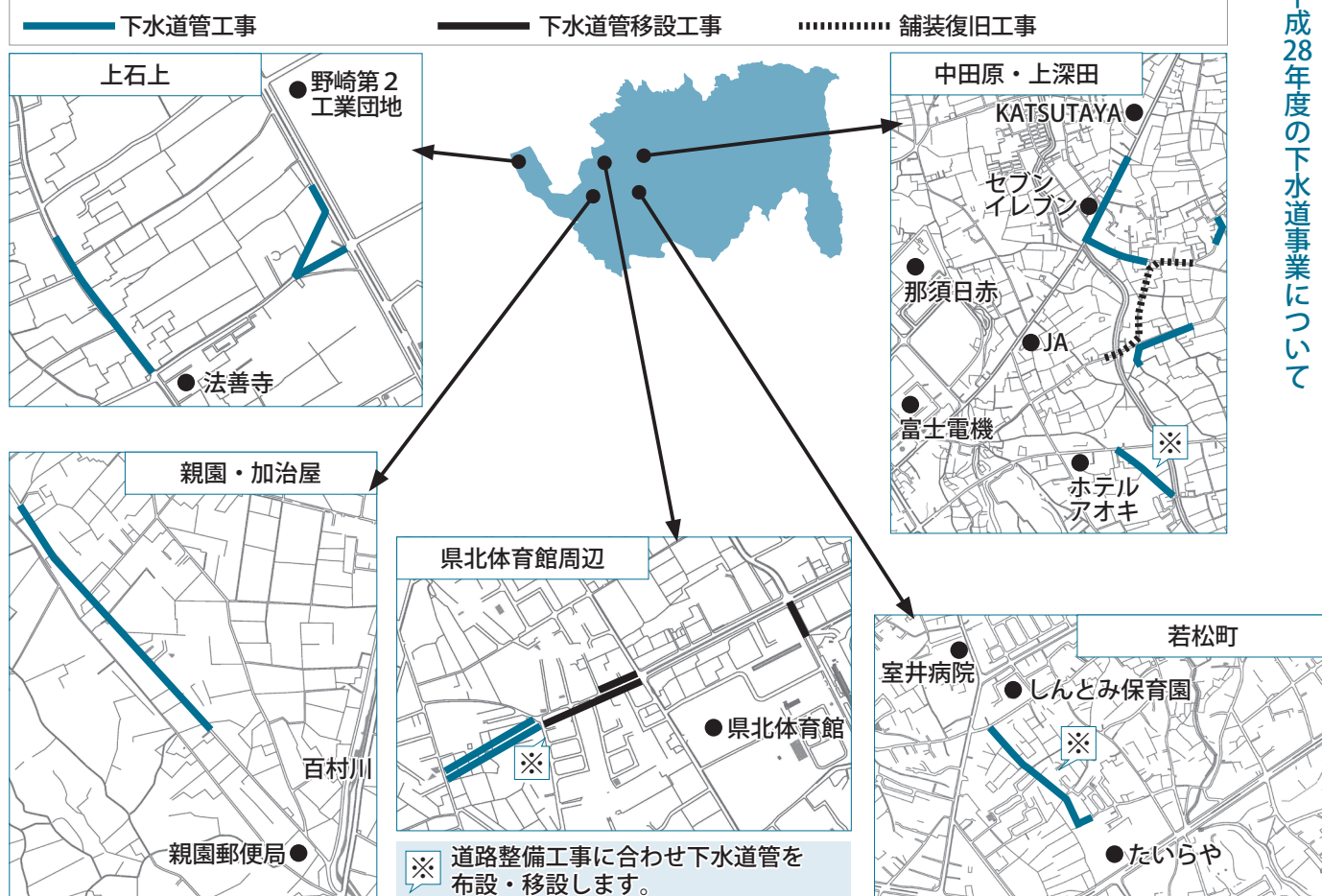
また、登記完了(平成31年度予定)までに、事業区域内の土地の分筆や合筆などの登記を行う場合は、市農林整備課を経由した後に法務局への登記申請となりますので、ご注意ください。

問 農林整備課 文3階
TEL (23) 8961



A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

平成 28 年度公共下水道工事予定箇所(平成 28 年 6 月 1 日現在)



平成28年度の下水道事業について

■公共下水道工事

市では、快適な生活環境をつくり、豊かな自然環境と良質な水環境を保全するために、公共下水道の整備工事を行っています。

今年度の主な工事予定箇所は、上石上・中田原・親園・若松町です。詳細な箇所は、上図をご参照ください。

工事の際、皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■下水道受益者負担金

下水道が整備されると、その区域の生活環境が大きく改善され、土地の利用価値も高まります。

そのため、整備区域内で受益者となる方には、工事費用の一部を負担していただいています。

※受益者とは、下水道整備区域内に土地を所有している方などをいいます。

●負担金額

▶大田原処理区：300 円／敷地 1 m²

▶黒羽処理区：25 万円／戸

※支払いは 1 度限りです。

●支払い時期

▶大田原処理区：供用開始後

▶黒羽処理区：戸別接続開始後



■水洗化工事はお早めに

下水道は、各家庭が排水設備工事を行い、生活排水を下水道に流すことではじめて役立ちます。

下水道が供用開始になった地区の家屋の所有者は、供用開始の日から 3 年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造し、台所、風呂などの生活排水設備を速やかに接続することが下水道法で義務づけられています。

排水設備工事は、工事に必要な知識と技能を持つ市の指定工事店でなければできません。工事の際は指定工事店にお申し込みください。

※工場やガソリンスタンドなどの事業所では、他の手続きが必要になります。事前にお問い合わせください。

■私道の下水道工事

水洗化を積極的に進めるため、下水道が整備されている区域内で、要件を満たす私道につきましては、市の負担で下水道管の設置工事を行います。

詳しくは下記へお問い合わせください。

■井戸水を使用している下水道使用の皆様へ

井戸水を使用して公共下水道(農業集落排水施設を含む)に接続している世帯の下水道使用料は、世帯の人員で下水道使用料が決定されることが条例で定められています。

世帯の人員に変更があった場合は、速やかに下記へご連絡ください。

問 下水道課 訓 TEL(23)8712